

青梅市と株式会社レジデンシャル不動産  
および株式会社東京レジデンシャルとの  
包括連携協定書

令和 7 年 1 月 16 日

# 青梅市と株式会社レジデンシャル不動産および株式会社東京レジデンシャルとの包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）、株式会社レジデンシャル不動産（以下「乙」という。）および株式会社東京レジデンシャル（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲、乙および丙が相互に密接に連携し、それぞれの資源または人材を有効に活用した協働による活動を推進し、甲の区域内における地域社会の活性化を図ることを目的とする。

## （連携事項等）

第2条 甲、乙および丙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) B C リーグをはじめとするスポーツを通じた地域の活性化に関すること。
- (2) 次代を担う青少年の健全育成および市民の健康増進に関すること。
- (3) 関係人口（甲または甲の区域内（以下「市内」という。）の地域の人々と関わりを有する者をいう。）および交流人口（観光、仕事、買い物、レジャー、通勤、通学等の目的で一時的に市内に訪れる者をいう。）の創出および拡大に関すること。
- (4) ふるさと納税制度を活用した地域振興に関すること。
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項にかかる具体的な事業の実施については、甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

## （有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲、乙または丙のいずれかが書面により特段の申出を行わないと

きは、有効期間が満了する日の翌日から同一の内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙または丙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（協定の解約）

第5条 甲、乙または丙のいずれかが、この協定の解約を申し出たときは、甲乙丙協議の上、この協定の解約を行うことができるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲、乙および丙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲、乙および丙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 齧迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害
- (3) 前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲、乙および丙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知または催告を要せず、ただちにこの協定を解除することができる。

（守秘義務）

第7条 甲、乙および丙は、この協定にもとづく事業において知り得た秘密事項を、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の解決）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項

に關し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを解決するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名して、各自がその1通を所持するものとする。

令和7年12月16日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利明

乙 東京都足立区千住1丁目18番1号

株式会社レジデンシャル不動産

代表取締役 内田 廣輝

丙 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

サンシャイン60 57階

株式会社東京レジデンシャル

代表取締役 内田 廣輝